

岡本の国会での質問

164-衆-厚生労働委員会-15号 平成18年04月14日

○菊田委員 引き続きまして、民主党案に対する質問を続けさせていただきます。

政府案では、入院診療計画書、そしてまた退院計画書というものを義務づけておりますけれども、民主党案では、医療を受ける者に対してどのように情報提供をするつもりなのか、お答えいただきたいと思います。

○岡本(充)議員 菊田議員にお答えさせていただきます。

政府案では、入院時診療計画書の作成と交付、そしてその説明を義務づけており、また退院時療養計画書の作成、交付と説明を努力義務化としておりますが、病院と診療所の病診連携が十分になされていない現状では、特にこの退院時療養計画書の方はうまく機能するのだろうか、残念ながら若干の疑問が残るところであります。

我が党案といたしまして、十三条、十四条にそれぞれ、医療従事者の説明の義務とそしてその説明をする内容を、さらに、この内容だけではなくて、二十九条及び三十条において、医療機関に相談することができるその窓口を設置することと、そして、都道府県が二次医療圏に一つずつ医療相談支援センターを設け、それぞれの患者さん、医療を受ける者のニーズに合った相談に答える、こういう形を通じて、より安心、納得、安全な医療を目指していこう、こういうふうを考えているところが違いだと理解していただきたいと思います。

○菊田委員 最後に民主党にお聞きをしますけれども、福島事件について、これは現在の医療現場がいかに危機的状況であるか、そしてまた医療が崩壊するという、まさにそういう象徴のような事件であったと考えておりますが、この福島事件についてどのように考えているのか、原因究明について民主党はどう考えるのか、お答えをいただきたいと思います。